

(※1) ただし、当該退職日から遡って5年以内に既に2回(令和2年10月1日以後の場合に限ります)につき、正当な理由なく自己都合により退職し求職の申込みをした場合には、当該退職日に係る給付制限については3か月となります。つまり、当該2回までの退職日に係る給付制限は2か月になるわけです。>下記「**給付制限期間**」が2か月に短縮されます～令和2年10月1日から適用～(厚生労働省ホームページより引用)(PDF添付)をご参照下さい。

受給資格の決定を受けた者が(令和2年10月1日以後に正当な理由なく自己都合により退職した場合に限る)、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限の期間を1か月とする。なお、被保険者の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、令和2年10月1日前に正当な理由なく自己都合により退職した者、及び当該退職日から遡って5年以内に既に2回(令和2年10月1日以後の場合に限ります)につき、正当な理由なく自己都合により退職し求職の申込みをした場合で当該退職日に係る給付制限が従前通りの3か月になる者が、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、2か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限の期間を1か月とする。>当該注釈については、「業務取扱要領(雇用保険給付関係)(一般求職者に対する求職者給付)IP274～277において、その詳細が記載されています。ご参照下さい。

(※2)



<特定受給資格者の場合及び特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数>

有-①  
の場合

区分	被保険者であった期間		1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
	1年未満	1年以上	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
30歳未満	90日	1年以上	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満		120日 (90日(※補足2))	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満		150日 (90日(※補足2))		240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

※補足2 > 受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数になります。

注:特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数が優遇される措置(暫定)は令和4年3月31日までに当該受給資格に係る離職の日がある場合に適用されることになっていますが、令和4年1月13日に開催された第167回職業安定分科会雇用保険部会において示された資料である「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」P5～6及び「雇用保険部会報告」P4の中で、当該暫定措置が3年延長(令和7年3月31日まで)されることになっています。

無-②  
の場合

<一般受給資格者の場合の所定給付日数>

区分	被保険者であった期間		10年以上	20年以上
	1年未満	1年以上	10年未満	20年未満
全年齢	-	90日	120日	150日